平成２９年（フ）第２７号
青森市沖館５丁目15番32号　有料老人ホームこはま
債務者　高田　寿子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
青森県むつ市金曲１丁目17番30号　奈良住宅Ｂ－１号室
債務者　武田はるみ
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
青森市佃１丁目７番26号　伊藤正三方
債務者　小原　清也
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
神奈川県平塚市唐ケ原113番地の１　ベルウッド102号、前住所神奈川県平塚市黒部丘26番15号　ミーツハオスＡ－102
債務者　宗片　徳之
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７５号
神奈川県中郡二宮町山西1474番地の４
債務者　立松　邦治
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８２号
神奈川県平塚市広川686番地の33
債務者　遠藤　妙子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８６号
神奈川県小田原市栢山2833番地の１　ベルアンジュ　201号室
債務者　柏木　絵美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７９３号
名古屋市北区長喜町３丁目19番地　共幸荘
債務者　木戸真紀子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８号
松江市西忌部町392番地
債務者　坂根　芳子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
名古屋市中村区鈍池町３丁目137番地　メゾンＭ303号、従前の住所名古屋市中村区鈍池町２丁目20番地　ラルジュツカサプロシャン103号（旧住所名古屋市中村区上米野町２丁目16　ＢＡＳＩＣ2000　106号）
債務者　近藤えりか
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５号
愛知県江南市河野町五十間59番地　特別養護老人ホーム　ジョイフル江南、住民票上の住所愛知県江南市力長町観音寺19番地　市営力長住宅Ｂ棟404号
債務者　鶴田　君秋
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第９６号
大阪府松原市天美南１丁目224番地の６
債務者　佐藤　勉
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
大阪府羽曳野市軽里２丁目87番地の１
債務者　竹中さゆり
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１－409号
債務者　小川　恵加（旧姓木本）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目２番17－504号
債務者　枝　　恵美（旧姓春山）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥８号棟403号室
債務者　田中　新二
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係